

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から40年3月まで
② 昭和50年7月から同年9月まで

申立期間①については、母が私の国民年金保険料を納付し、申立期間②については、私の妻が保険料を納付していたと思う。

申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間②の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間②に係る国民年金保険料の納付を妨げるような事情も見当たらない。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年2月以降に払い出されたものと推認され、この時点では、i) 申立期間①のうち、昭和37年7月から同年12月までの期間の保険料については時効により納付することができないこと、ii) 申立期間①のうち、38年1月以降の期間の保険料については、過年度納付等により納付することは可能であったものの、当該期間の保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡していることから、当時の納付状況等は不明である上、申立人は、「過去の未納保険料について、さかのぼって納付したことは無い。」と供述するなど、申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立人の母親が申立期間①に係る国民年金保険料を納付してい

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和59年2月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、昭和60年3月31日から同年4月21日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められることから、申立人のB事業所における資格喪失日に係る記録を60年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年2月29日から同年3月1日まで
② 昭和60年3月31日から同年5月1日まで

私は、昭和59年2月末に、経営者が変わったことでC事業所を退職し、A事業所に入社した。しかし、勤務地、従業員及び業務内容等に変更は無く、厚生年金保険にも引き続き加入しているものと思っていたが、C事業所における厚生年金保険被保険者資格を同年2月29日に喪失し、同年3月1日にA事業所において被保険者資格を取得した記録となっており、厚生年金保険の被保険者記録は継続していない。

また、再度経営者が変わり、業務を引き継いだB事業所を昭和60年4月末に退職したが、同年3月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している記録となっていることに納得できない。

両申立期間について、給与からは厚生年金保険料も控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出された給与支払明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間①当時、A事業所に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿によれば、A事業所は昭和59年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①における厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないものの、同社は、商業法人登記簿、申立人及び複数の同僚に係る雇用保険の被保険者記録などから、申立期間①当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったことから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立期間②当時、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が「給与は、毎月20日締めで当月25日支払だった。」と供述しているところ、申立人が所持する預金通帳において、昭和60年4月25日付けでB事業所から給与が振り込まれており、当該給与振込額は、同年1月から同年3月までの各月における給与振込額とほぼ一致している状況が確認できることから判断すると、申立人が、申立期間②のうち、少なくとも同年3月31日から同年4月20日までの期間については当該事業所において勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除状況及び複数の同僚の供述から判断すると、B事業所に係る厚生年金保険料の控除方法が当月控除であったと推認できるところ、昭和60年3月分の給与支払明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和60年3月31日となっており、

社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って符合する資格喪失日又は離職日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間②のうち、昭和60年4月21日から同年5月1日までの期間については、申立人が所持する預金通帳において、当該期間に係る給与が支給されている状況は確認できず、同僚からも当該期間に係る申立人の勤務実態について確認できる供述を得ることはできない。

また、オンライン記録において、申立人は、当該期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年12月までの国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年12月まで

申立期間に係る国民年金保険料については、全額免除の記録となっているが、免除申請を行った覚えは無く、国民年金保険料を納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市区町村が保管する国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間については申請免除期間として取り扱われており、不自然な記録訂正の形跡も確認できない上、A市区町村は、「本人から申出、届出がなければ、市区町村側で申請免除とすることは無い。また、免除申請は毎年行う必要があり、本人から申出が無いのに初年度以降、複数年度にわたり市区町村の判断で申請免除とすることも無い。」と回答している。

また、前述の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、当初、免除期間として取り扱われていた申立期間直後の昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料について、追納期限直前の平成10年1月29日付けで納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらの手続等を行ったとする申立人の父親に聴取しても、当時の保険料の納付方法、保険料額等について具体的供述が得られない。

加えて、申立人の父親が当時勤務していたB事業所から提出された父親の申立期間に係る源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄において、当時の国民年金保険料額等と合致する金額が記載されているが、オンライン記録等から判断して、これは申立人の母親に係る国民年金保険料と推認され、このほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記載等は確認できない。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案557（事案201の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの期間、48年4月から52年3月までの期間及び54年4月から56年3月までの期間についての国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年3月まで
② 昭和48年4月から52年3月まで
③ 昭和54年4月から56年3月まで

当時の生活状況からして申請免除の手続をしており、国民年金保険料が免除されていた期間が申立期間内にあったはずである。すべての期間が未納とされていることに納得がいかないとして、記録確認の申立てを行ったところ、申立期間については免除期間として認めてもらえなかった。

この度、市区町村税未納金額明細書から、昭和53年度第4期から57年度第2期までの国民健康保険税が納付できず、Aの加入権が差し押さえられていたことが判明した。申立期間③当時とその前後の免除期間の生活状況に変わりがなかったにもかかわらず、申立期間③が免除期間となっていない。申立期間①及び②も含めて、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人の免除申請手続に関する記憶は曖昧である上、申立人自身も、すべての申立期間について免除申請はしていなかったとしており、ほかに申立期間の保険料を免除していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年8月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、A市区町村が発行した国民健康保険税に係る市区町村税未納金額明細書及び隣人の証言から、申立期間①、

②及び③は国民年金保険料の免除期間であると主張している。

しかしながら、申立人が提出した市区町村税未納金額明細書から、申立期間③を含む、昭和53年から57年までの期間について、申立人の国民健康保険税が未納であったことは確認できるものの、国民年金保険料の免除基準は、被保険者の所得額だけに限らず、被保険者の属する世帯の他の世帯員の所得額、固定資産の価格等を考慮して判断されることから、当該市区町村税未納金額明細書をもって免除基準に該当していたと推認することはできない。

また、申立人の隣人は、「申立人の妻から免除していると聞いたことがある。」と証言しているものの、その証言は曖昧であり、申立人が、昭和58年ころに作成したことがうかがえる資料には、社会保険事務所（当時）の記録と同じ免除期間である「免除期間2.7年」と記載されている上、平成11年4月16日付けで申立人が作成したとする上申書においても、国民年金の記録が誤っている旨の主張がなされていないことなどから判断すると、当該証言をもって、申立期間が国民年金保険料の免除期間であったと推認することはできない。

さらに、申立期間は複数年度であり、行政庁が連続して複数回にわたり免除申請に係る記録を誤ったとは考え難い。

以上のことから、この度の再申立ての資料等は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案558

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から63年9月まで
昭和56年ころ、A市区町村（現在は、B市区町村）の役場職員に勧められたことを契機に、国民年金の加入手続を行った。
申立期間の国民年保険料については、最初の2、3回は自宅に届いた納付書で郵便局において納付し、その後はC金融機関の預金口座から口座振替により納付したと思うため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

被保険者台帳管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年6月に払い出されたことが確認でき、当該時点においては、申立期間のうち、56年4月から58年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号の払出し時点において、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの期間は、過年度納付が可能であるが、申立人は、さかのぼって納付したことは無いと供述している。

さらに、B市区町村は、「申立期間当時、国民年金保険料の現年度納付に係る取扱いについては、納付組織による集金によってのみ収納していたため、郵便局で納付することはできず、口座振替での保険料納付が可能になったのは、平成9年4月ころからである。」と回答していることから、申立期間に係る国民年金保険料を申立てどおりの方法で納付することはできない。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から47年10月まで
国民年金については、私の母が加入手続をし、保険料についても国民健康保険料とあわせて納付してくれていたと思うため、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

被保険者台帳管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和52年4月にA都道府県において払い出されていることが確認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間当時、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間当時に居住していたとするB市区町村、C都道府県D市区町村、E市区町村において、申立人が国民健康保険に加入していた状況は確認できない。

さらに、申立期間は75か月に及んでおり、これだけの長期間に渡る事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月から36年3月1日まで
② 昭和36年5月1日から38年5月21日まで
③ 昭和38年6月21日から39年8月1日まで
④ 昭和39年10月6日から同年12月1日まで

私は、昭和35年4月6日に、A事業所に臨時職員として採用され、同社の各出張所等において勤務した。

しかし、昭和41年6月1日付けで同社の技能員（正社員と同様の取扱い）に昇格するまでの期間のうち、すべての申立期間について、同社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

調査の上、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容等に係る具体的な供述及び同僚の供述等から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、A事業所の各出張所等の臨時職員として勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所本社及び同社各支店では、当時の臨時職員に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険の加入状況、及び給与からの保険料控除等を確認できる関連資料は得られない上、A事業所本社は、「当時、社会保険事務に係る取扱いは統一されておらず、当社各出張所によっては、雇用した臨時職員を厚生年金保険には加入させず、健康保険や雇用保険のみ加入させるなど対応がまちまちであった。このため、現場雇用の臨時職員から、技能員や正社員になった者について、臨時職員として雇用されていた期間に係る厚生

年金保険の被保険者記録が無いことが原因で、当該技能員又は当該正社員とトラブルが生じることもあった。」と回答している。

また、申立人が、各申立期間当時勤務していたとするA事業所各出張所等を管轄する同社各支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が同社各出張所等で勤務を開始したとする時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚82人へ文書照会し51人から回答が得られたところ、このうち臨時職員としての勤務歴があり、申立人のことを記憶しているとする者を含む同僚14人については、自身が臨時職員として勤務したとする期間について、前述の被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者が3人いる一方、8人は、「臨時職員として勤務していた期間について、厚生年金保険に加入していなかった。」、「技能員（又は正社員）になってから厚生年金保険に加入した。」等供述しており、当該同僚が臨時職員として勤務したとする期間について、前述の被保険者原票において、当該期間のうち全部又は一部について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、当時、A事業所の各出張所等を管轄する同社各支店では、必ずしもすべての臨時職員を厚生年金保険には加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人が、i) 申立期間①当時に勤務していたとするA事業所B出張所を管轄する同社C支店、同社D出張所を管轄する同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①を含む昭和35年4月1日から36年3月1日までの期間に係る被保険者資格取得者、ii) 申立期間②当時に勤務していたとする同社F出張所を管轄する同社G支店、同社H出張所、同社I出張所、同社J出張所、同社K出張所、及び同社L出張所を管轄する同社E支店、同社M出張所を管轄する同社N支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②を含む昭和36年5月1日から38年5月1日までの期間に係る被保険者資格取得者、iii) 申立期間③当時に勤務していたとする同社L出張所、及び同社O出張所を管轄する同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間③を含む昭和38年6月1日から39年8月21日までの期間に係る被保険者資格取得者、iv) 申立期間④当時に勤務していたとする同社P出張所を管轄する同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間④を含む昭和39年10月1日から同年12月1日までの期間に係る被保険者資格取得者、それぞれの中に申立人の氏名等は確認できない。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から39年5月4日まで

亡くなった私の夫は、申立期間当時、A市区町村B地区にあったC事業所D工場（現在は、E事業所）に勤務していた。当時の社員旅行の写真も所持している。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述などから判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、C事業所D工場の商品製造工程の仕上げ部門において業務に従事していたことは推認できる。

しかし、E事業所は、「当時のC事業所D工場に係る資料が残っていないため、申立人が在籍していたことなどを確認できない。」と回答するなど、申立人のC事業所D工場における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料控除を確認できる関連資料等は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚23人から供述が得られたが、このうち申立人を記憶する複数の同僚が、「当時、C事業所D工場の商品製造工程の仕上げ部門に下請業者が参入しており、申立人は正社員ではなく、当該下請業者に雇われた職人であった。」と供述するなど、申立人が申立事業所の正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない

上、申立人が雇われていたとする下請業者について、前述の同僚は、「下請業者といっても会社組織ではなく、個人が会社と各職人との間で業務の受注等の仲介役をしていた。」と供述しており、当該下請業者の氏名、厚生年金保険の適用事業所に該当していたこと、申立人の給与からの厚生年金保険料控除等も確認することができない。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立期間を含む昭和28年10月19日から39年7月6日までの期間における厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人は既に死亡しており、申立てを行っている申立人の妻から、申立人の当時の勤務状況等に係る具体的な供述は得られず、このほか、申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から31年4月1日まで

私は、昭和26年にA事業所に採用され、29年10月1日付けで臨時職員の辞令を受け、30年8月1日付けで技師補の辞令を受けた後、31年3月31日に勧奨退職するまでの期間において、同事業所に継続して勤務していたが、退職前の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所人事課から提出された申立人に係る履歴書により、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和28年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者が申立人を含め47人確認できるところ、うち44人が30年9月1日までに被保険者資格を喪失している上、当該44人のうち申立人を含む31人が同日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が申立期間において勤務していたとするC事務所の当時の現場責任者（主任）は、「当時、臨時職員の大幅な削減が進められ、臨時職員から正職員への登用、再就職先のあっせんによる退職勧奨等が行われた。再就職のあっせん対象者等については、退職勧奨等が行われた時点で厚生年金保険被保険者の資格を喪失させ、当該資格喪失日から退職日までの期間は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

昭和28年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した前述の同僚のうち9人から供述が得られ、うち、申立人と同様に30年9月1日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる3人は、「当時、臨時職員であった私には退職勧奨があり、再就職先があっせんされ、私を含め3人の臨時職員が同じ事業所へ転職した。私は、昭和30年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、A事業所を退職する31年3月31日までの期間における被保険者記録は無い。」、「当時、私への退職勧奨は無く、昭和30年8月1日に臨時職員から技師補となり、33年3月31日に希望退職するまでの期間において継続して勤務したが、私も30年9月1日から退職するまでの期間における厚生年金保険の被保険者記録は無い。」、「申立期間当時、臨時職員の大幅な整理があり、D業務関係等の会社にあっせんにより再就職する人もかなりいた。私は、昭和30年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、当該資格喪失日以降も引き続きA事業所に勤務し、その後、試験に合格してB事業所の正職員に採用された。」とそれぞれ供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、臨時職員等の大幅な削減が行われ、30年9月1日付けで申立人を含む大半の臨時職員等について厚生年金保険被保険者の資格を喪失させていた状況がうかがえるとともに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述等も得られない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間を含む昭和30年6月1日から31年5月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を新たに取得した者は確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月から20年4月まで

A事業所に勤務し始めた平成12年7月から給与（総支給額）は約30万円であり、実際の給与支給額と社会保険庁（当時）に記録されている標準報酬月額が相違しているので、申立期間について、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

A事業所から提出のあった給料台帳において、申立期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、当該期間の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年11月12日まで

A事業所には、昭和42年4月ころ、新聞の求人広告を見て応募し、面接を受けて採用された。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が確認できた者に照会したところ9人から回答が得られたが、複数の者は、申立人がA事業所とは別の事業所であるB事業所に所属していた旨の供述をしており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間を含む昭和41年6月1日から44年3月1日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、A事業所は、「保存している書類を調査したが、申立人が勤務していたことを確認できる書類は無かった。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料等は得られない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人から聴取しても、保険料控除に係る記憶は明確ではない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、複数の者から申立人が所属していた旨の供述のあったB事業所は、事業所名簿において、昭和43年11月12日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、同日に資格を取得している複数の者は死亡又は所在不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

また、申立人は、「A事業所の採用面接に、C事業所の会長が立ち合っていた。」と供述していることから、同事業所について事業所名簿を確認したが、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。